

また、会計準則で定める会計処理は、措置施設に適用される「経理規程準則」に類似した方法で、収支計算書及び貸借対照表を作成するが、貸付金の償却を行うには、極めて窮屈かつ難解なものとなっている。

会計準則によれば、延滞貸付金の償却を行うためには、欠損補てん積立金の取崩しという資金の裏付けが必要である。よって、原則として欠損積立金残高の範囲でしか償却を行うことが出来ないことになる。また、貸付金の回収不能が確定した場合には、「償還金の支払免除」という取扱いが必要である。

会計準則は、資金収支がメインで、基本的には単式簿記思考の産物である。収支計算書から貸借対照表を作成するために、「切り返し仕訳」という独特の仕訳を行って、収支計算書と貸借対照表の繰越金を一致させている。

しかしながら、介護保険導入に伴って、社会福祉法人会計基準が制定された結果、社会福祉協議会にも本格的な複式簿記が導入され、資金収支計算書、貸借対照表に加え、事業収支活動計算書の作成が義務づけられた。これによって、社会福祉法人会計においても、本格的に減価償却、引当金の計上、債権の償却等の考え方が反映されるようになった。そうであれば、生活福祉資金会計も、事業活動収支計算書を導入し、貸付金償却の損益を的確に反映できるようにすべきではなかろうか。

これによって、例えば、以下のような経理が可能となる。

ア 交付されて一定期間（例えば 30 年）経過するまでは、補助金を固定負債経理するとしても、その後は社協特別会計の正味財産として受け入れる。（仕訳だけで可能である。）過去における償還率を見ても、国、都道府県とも、過去に交付した貸付金財源（補助金）の全額を都道府県社協から回収できると考えているとは思わず、いつまでも社協側で固定負債経理するのは、実態に合わないものと考ええる。

逆に、過去の補助金を正味財産にすることによって、生活福祉資金特別会計の健全性が増し、将来の償却負担に備えることが出来る。

県社協生活福祉資金特別会計の固定負債「交付金」残高は平成 15 年度末で 2,320 百万円であるが、うち 726 百万円は、30 年以上前に交付された補助金である。

イ 貸付金の償却は、間接償却及び直接償却の 2 種類とする。欠損積立金の強制積立はやめる。一定の基準に従って、回収可能性に問題が生じた貸付金に対して個別貸倒引当金を設定する（間接償却）。回収が不可能になった段階で、従来計上されていた当該貸付金に係る個別貸倒引当金を取り崩し、貸付金の償却処理を行い、貸借対照表から落とす（直接償却）。これらの償却処理も、積立金勘定を関係させることがなく仕訳だけで可能で、また、事業活動収支計算書や注記、貸倒引当金の明細表によって明確に表示することが可能である。

ウ 間接償却や直接償却が恣意的に行われるのを防止するために、専門家や有識者で組織した運営委員会で、償却の是非を検討する。また、直接償却に関しては、都道府県知事の承認を受けた後、厚生労働大臣へ報告する義務を課す。

③ 他都道府県の包括外部監査結果報告書を見ても、生活福祉資金の中では、更生資

金中の生業資金の償還率が極めて悪いものと思われる。生業資金は事業資金であり、福祉資金貸付の枠には収まりきれない可能性が高いため、取扱いをやめるべきではなかろうか。

反対に、青森県社協の例を見ても、修学資金については、取扱件数、金額とも多い割には不良債権比率も小さい。このような貸付金は、今後も積極的に取扱うべきと考える。

④ 国の定めた「生活福祉資金運営要領」(平成 2 年 8 月 24 日社生第 90 号)によれば、借入の申込窓口は市町村社協であり、原則として、民生委員の調査、市町村社協調査委員会の開催による意見の記載、都道府県社協への書類の送付、都道府県社協運営委員会の意見聴取を経て、貸付が行われることになっている。ただし、生業資金、住宅資金を除く貸付金に関しては、市町村社協調査委員会及び都道府県社協運営委員会の開催を省略できるものとされている。しかしながら、特に生業資金における延滞率の高さは、このフローがうまく機能していないことを示しているものと思われる。

このフローでは、貸付の意思決定に係る責任が不明確であり、逆に、民生委員の事務負担がかなり大きいものと思われる。平成 17 年 1 月 17 日付東奥日報では、民生委員は無給のボランティアで、近時はなり手がいない地域もあると報道されている。

⑤ 緊急小口資金を除く全ての貸付金に対して、連帯保証人を立てることとなっている。

しかし、この制度の性質上、進んで借受人の連帯保証人になる人はあまりおらず、また、貸付金が延滞した際にも、窓口である市町村社協や民生委員は、連帯保証人に対して強く督促しにくい状況になっているものと思われる。我が国における過度の連帯保証人の徴求とその弊害が最近、指摘されてきている。「連帯保証人」は、そもそも、貸付を業として行う金融機関等が、資金を確実にを行うために徴求するものである。他方、連帯保証人側からすると、民法に規定する通常の「保証人」に比べると、検索の抗弁権や催告の抗弁権が認められず、何か事があればすぐに債務者と同等の地位に立たされる、極めて厳しい制度である。

生活福祉資金貸付のうち、福祉的要素が大きく、また、1 件当りの貸付金額があまり大きくない種類の貸付に関しては、連帯ではない、単なる「保証人」にする等の工夫があってもいいのではなかろうか。また、万が一延滞が発生した場合にも、「保証人」に請求できる元金及び利息の限度を予め限定することも是非考えるべきであると思う。

4. 民間社会福祉事業職員共済事業の貸借対照表について

県社協は、青森県民間社会福祉事業職員共済事業を行っている。

この制度は、青森県の民間社会福祉施設又は社会福祉を目的とする団体に勤務する職員の生活の安定と福祉の向上に資するため、加入した職員と事業主が相互に拠出した掛金により、会員に対し退会等の給付事業及び資金の貸付事業を実施する共済制度である。

この制度の仕組みは以下のとおりである。

- ①職員は所属長を経由して県社協に加入の申込を行う。
- ②会員は毎月給料日に掛金（本俸月額額の1000分の20、ただし掛金計算上、本俸の上限月額額は20万円とする。）を所属長経由で払い込む。
- ③事業主は、会員と同額の掛金を負担し県社協へ払い込む。
- ④会員の入院、結婚等の見舞金や、資金借入のとき、または退会するときは、所属長を経由して県社協へ申請する。
- ⑤県社協は申請に基づき、見舞金等や貸付金を交付する。
- ⑥会員が退会したときは、退会給付金を会員に給付する。
- ⑦県社協は、資金を指定の銀行に預託して安全有利に運用する。

以上から、県社協は会員（及び事業主）から払い込まれた掛金を収納し収入計上するが、一方では、県社協は見舞金、貸付金、退会給付金（実質的には、外部拠出型の退職金上乘せ制度）等の条件付債務を負っているものと考えられる。

平成15年度末における公益事業（民間社会福祉事業職員共済事業）の貸借対照表は下記のとおり表示されていた。

		(単位；千円)	
流動資産	( 72 )	流動負債	( 72 )
現金預金	72	未払金	72
固定資産	( 3,761,262 )	固定負債	( 607 )
器具及び備品	244	退職給与引当金	607
職員共済退職金預け金	607	負債の部合計	679
貸付金	180,499	職員共済積立金	( 3,579,912 )
職員共済積立預金	3,579,912	次期繰越活動収支差額	( 180,743 )
		純資産の部合計	3,760,655
資産の部合計	3,761,334	負債及び純資産の部合計	3,761,334

これによると、県社協の当該特別会計は37億円もの自己資本を有し、相当な留保資金があるかのように見える。しかしながら、前述のとおり、県社協は退会給付金等の条件付債務を負っているのであるから、固定負債として、民間保険会社における「責任準備金」のような債務又は準備金を計上する必要があるものと考えられる。「責任準備金」

は、会員の数、年齢構成、将来の退会见込、運用利率、予定利率等を考慮して、本来は保険数理に基づいて算出した金額を計上すべきである。

しかし、計算の簡便性を考慮すると、期末日現在において会員全員が退会したと仮定した場合の退会給付金の要支給額や、又は当該要支給額を一定の仮定の下に現時価値に割り引いて算出した額等の計上も認める余地があるものとする。

ちなみに、指定金融機関が算出した平成15年度末における掛金累計は3,888百万円、「給付準備金」（期末日現在において会員全員が退会したと仮定した場合の退会給付金の要支給額と思われる。）は、5,241百万円であった。もし、この給付準備金相当額を平成15年度末に負債計上したとすれば、前述の貸借対照表の純資産は一気に1,480百万円のマイナスとなる。

県社協では、最近の運用利回り実績の低迷等を考慮して、会員の同意を得たうえで、平成16年10月から退会給付金の水準の引き下げを実施することにした。その結果、新基準による平成16年11月末「給付準備金」の額は4,651百万円に減少し、平成16年3月末に比べると退会給付金に対する債務は減少したことになる。

いずれにしても、民間社会福祉事業職員共済事業特別会計においては、一定の合理的な前提に基づいて計算した退会給付金支払のための債務又は準備金を計上する必要があるものとする。また、その基準は、継続的に適用し、また、その計算根拠等を計算書類に注記すべきである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭